

人権相談の現場から

障害者に関する相談(知的障害者への家族からの虐待)

相談 在宅の知的障害者が家族に年金証書等を取り上げられ、働かされている状況に我慢できず、家を飛び出して、近くの入所施設に助けを求めた。本人は、非常におびえている状況であり、助けを求められた入所施設からどのように対応したらいいかという相談が入った。

対応 本人が家族を怖がっている状況なので、本人の気持ち、安全を第一に考えて、緊急

避難としてショートステイ先を確保した。家族への対応について、関係機関とともに話し合い、本人の障害基礎年金証書を家族に返還してもらった。

今後については、ショートステイでつなぎ、落ち着き先としては入所施設を探していく等、各機関が連携しながら具体的に対応していくこととした。

また、本人の権利が再度侵害を受けないように成年後見制度^{*1}を活用していくことを検討することにした。

高齢者に関する相談(高齢者への虐待 ー経済的・心理的・放任ー)

相談 息子家族と同居している高齢者が、虐待をうけていると近隣住民から保健師に連絡があった。息子は年金を管理しているが、食事もきちんと与えておらず、なおかつ高齢者名義で借金しているとのことであった。

保健師は、高齢者への虐待であり、保護の緊急性も高いと判断し、行政とも相談の上で、措置で特別養護老人ホームへ入所の手続きを進めたが、今後の生活の安定を図るため、金銭面の対応についてどのようにしたらいいかとの相談を受けた。

対応 「専門相談」として、弁護士相談を行い、「年金の取り戻しについては、息子と交

渉の後、高齢者へ返還のない場合は年金の振込先を変更する。債務整理については、総額を確定させた後、破産もしくは任意整理を選択する。」という助言がなされた。結局、弁護士に依頼し、破産手続きをとって債務については整理できた。その後、年金も取り戻すことができ、地域福祉権利擁護事業^{*2}を利用しながら、特別養護老人ホームで安定した生活をおくっている。

今回のケースのように、家族からの虐待は相談者からの訴えもなく、早期発見が課題である。債務が整理されたことで息子との関係も良くなり、本人のもとに面会にも来るようになった。

相談先

大阪後見支援センター 大阪市中央区谷町7-4-15 (大阪府社会福祉会館2階)
電話 06-6764-5600 月～金曜日 10時～16時(祝日、年始、年末除く)
(認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の権利擁護に係わる相談等)

用語解説

※1 成年後見制度

認知症高齢者など判断能力が十分でない方の、預貯金や不動産などの財産管理、介護サービス、施設への入退所などの契約行為などを本人に代わって、法的に代理や同意、取消をする権限を与えられた成年後見人等が行うことによって、本人を保護し権利が守られるよう支援する制度。

※2 地域福祉権利擁護事業

認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な方を対象に、自分ひとりで契約などの判断をするのが不安なときや、お金の管理に困っているときなどにお手伝いすることで、住みなれた地域で安心して生活が送れることを目的とする事業。問合せ先は、市区町村社会福祉協議会等。